

葉山町下水道ウォーターPPP
(処理場等施設コンセッション) 事業

特定事業の選定

令和7年10月

葉山町下水道課

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条の規定に基づき特定事業の選定に係る客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 10 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

第 1 事業概要

1 事業名称

葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業

2 事業の対象となる公共施設等

本事業の対象となる運営権設定対象施設は以下のとおりである。

- ・ 処理場（葉山浄化センター）
- ・ ポンプ場（葉山中継ポンプ場）
- ・ マンホールポンプ設備
- ・ 葉山中継ポンプ場と葉山浄化センターを結ぶ幹線管路（圧送管）

3 公共施設等の管理者の名称

葉山町長 山梨 崇仁

4 事業目的

葉山町の下水道事業は平成 4 年度に事業着手し、平成 11 年 3 月に供用を開始して以来 25 年を経過している。下水道普及率は 76.5%（令和 5 年度末）で、令和 7 年度までに全体計画区域 513ha の概成を目指して、未普及地域の解消に取り組んでいる。

管渠新設整備とともに、浄化センター及び中継ポンプ場の機械及び電気設備の増設・改築に伴う建設改良費の増加、維持管理費用の増加、さらに、工事発注や各種業務に対応するための執行体制の確保、適切な使用料の設定や財源確保など、各種課題への対応が必要な状況にある。

各種課題への対応と解決のための一つの方策として、官民連携手法の導入の有効性を検討するとともに、執行体制の持続可能性の検討、適切な官民連携事業の設定及び導入に向けての検討を行ってきた。葉山町下水道事業の官民連携における役割分担に関する考え方は、次のように整理している。

- ・ 下水道事業の公権力の行使のほか、政策・経営判断及び業務管理など方針決定・説明責任に関する業務は町が積極的に実施する。
- ・ 経営判断や計画策定等に当たっては、質的・量的に事業運営体制を補完・強化するため、民間の技術力・マネジメント力を活用する。
- ・ 工務や維持管理業務は、個別委託や直営業務をできるだけまとめて包括化し運営権者に委ねる。

本事業は、葉山町の持続的な下水道事業の実施に資することを目的に、民間事業者の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした長期にわたる一体的な事業運営により、町民サービスの向上、公共用水域の水質保全、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来にわたって持続可能な下水道経営の確立を目指すものである。

5 事業方式

本事業は、PFI 法第 16 条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業（コンセッション方式）とする。

6 事業期間

現時点において、本事業開始日は令和 9 年 4 月 1 日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和 29 年 3 月 31 日を予定している。なお、事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間を指す。

7 事業範囲

事業の範囲は以下の①から③に掲げるものとする。

① 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

ア 経営に関する業務

- ・運営事業計画作成
- ・利用料金の収受
- ・財務管理
- ・セルフモニタリング
- ・情報管理
- ・安全・危機管理
- ・技術管理
- ・環境対策
- ・地域貢献
- ・その他必要な事項

イ 維持管理に関する業務

- ・維持管理計画作成
- ・運転管理
- ・保全管理
- ・その他維持管理

ウ 改築に関する業務

- ・改築計画支援
- ・設計
- ・工事
- ・工事監督
- ・その他関連事項

② 附帯事業

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入するなど、義務事業として設定した業務にない業務を追加し必要な設備を附設するなど、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

③ 任意事業

任意事業とは、多分野連携又は広域連携として、葉山町の他部署又は他の地方公共団体から業務を受託し当該受託収入で費用を賄う受託事業、若しくは本事業又は町の用地及び施設において事業に係る費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

8 利用料金

運営権者は、利用料金を下水道使用者から収受する。

利用料金の額は、葉山町下水道条例（平成 10 年条例第 24 号）に規定する使用料の額に規則で定める割合を乗じて得た額に相当する額とする。

9 事業の費用負担

運営権者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。その負担予定額等の詳細は町と優先交渉権者との協議の上、実施契約に定めるものとする。

① 義務事業及び附帯事業

ア 経営に関する業務

運営権者は、経営に関する費用の全てを負担する。

イ 維持管理に関する業務

運営権者は、維持管理に関する費用の全てを負担する。

ウ 改築に関する業務

町は、改築に関する設計・工事の費用（監理・監督に係る費用を含む）を負担する。

運営権者は、改築に関する設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。

エ その他の業務

運営権者は、その他の業務に関する費用の全てを負担する。

② 任意事業

運営権者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理に当たっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

第2 評価の内容

1 概要

① 評価の方法

本事業のうち、義務事業のみを対象として、町が自ら実施する場合と、公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものを比較し、事業費総額の縮減が期待できることを選定の基準とした。

また、上記の事業費総額の縮減に加えて、本事業を公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の定性的な評価を行った。

2 定量的な評価

① 評価対象事業

- ・義務事業

② 算出にあたっての前提条件

定量的な評価を行うにあたり、前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、町が独自に設定したものであり、運営権者の提案内容を制約するものではない。

表 2.1 前提条件の比較

区分	町が自ら実施する場合	運営権者が実施する場合
共通の条件	①事業期間:20年 ②割引率:2.6% ③物価上昇率:2%	
経営に関する業務の費用	①主な費用の項目 ・人件費 ②算出根拠 過年度の葉山町管理時における実績等をもとに算定	①主な費用の項目 ・人件費 ・モニタリング経費 ・租税公課 ②算出根拠 業務の簡素化、効率化により一定の減員が実現するものとして算定
維持管理に関する業務の費用	①主な費用の項目 ・維持管理計画作成 ・運転管理 ・保全管理 ・その他維持管理 ②算出根拠 過年度の葉山町管理時における実績等をもとに算定	①主な費用の項目 ・維持管理計画作成 ・運転管理 ・保全管理 ・その他維持管理 ②算出根拠 左記のとおり算出した積算額に対して、運営権者の創意工夫が発揮され、一定割合の費用縮減効果が出現するものとして算定
改築に関する業務の費用	①主な費用の項目 ・改築計画支援	①主な費用の項目 ・改築計画支援

区分	町が自ら実施する場合	運営権者が実施する場合
	・設計 ・工事 ・工事監督 ・その他関連事項 ②算出根拠 スtockマネジメント手法を活用して設定した長期改築事業シナリオをもとに算定	・設計 ・工事 ・工事監督 ・その他関連事項 ②算出根拠 左記のとおり算出した積算額に対して、運営権者の創意工夫が発揮され、一定割合の費用縮減効果が出現するものとして算定

③ 評価結果

上記の前提条件に基づき、町が自ら実施する場合と、公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものとを比較した結果、約4.7%の縮減が期待できることが確認された。

3 定性的な評価

本事業を公共施設等運営事業として実施することにより、以下に示すような定性的効果を期待できる。

① 業務の一体化による事業の効率的な実施

経営、維持管理及び改築の各業務を長期間に亘り運営権者に一括して発注することにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や民間の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした経費削減や更新費用の抑制など、事業の効率的かつ効果的な実施が期待できる。

② 持続可能な下水道事業運営

運営権者が有する専門的な知識や技術、経営資源、創意工夫等を活用することで、将来にわたる計画的かつ効率的なアセットマネジメントが実施され、持続可能な事業運営が期待できる。また、高度な運転管理が実施され、公共用水域の水質保全に係る良好な成果が期待できる。

③ 脱炭素社会の実現に向けた下水処理

性能発注による自由度の拡大により、運営権者の有する省エネルギーや発生汚泥等の下水道資源の有効利用等に関する創意工夫等の発揮が促される。また、再生可能エネルギー由来電力の利用を行うことから、環境負荷の低減が期待できる。

④ リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業は性能発注を原則としているが、事業開始前に、あらかじめ発生するリスクを想定し、町と運営権者との間でその責任分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営が期待できる。

⑤ 地域社会の持続的発展、地域経済の成長

下水道関連事業を活かす新たな事業等の創出や、多分野連携等により地域社会の持続的発展が期待できる。また、地域資源の活用や人材の雇用、地域住民等との協働による地域貢献等、地域経済の成長に貢献することが期待できる。

4 総合評価

本事業は、PFI 法に基づく特定事業として実施することにより、町が自ら実施する場合と比較して、定量的評価において、事業期間中の事業費総額を約 4.7%（現在価値換算後）縮減できることに加え、定性的な効果も期待できることが確認された。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。